

平成18年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年9月25日

午前9時40分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 事件撤回請求書について
- 追加日程 2. 議案第58号 平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について
- 追加日程 3. 発議第7号 集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書について
- 追加日程 4. 発議第8号 「共謀罪法案」の撤回を求める意見書について
- 追加日程 5. 発議第9号 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月15日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、（1）議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第55号、（3）議案第56号について議題に上げる前に理事者の方から報告があるとのことで、まず報告を受けました。その内容は、契約の相手方である前田建設工業株式会社が平成18年9月8日、神奈川県横浜市でマンション建設現場の事務所の仮設トイレから、浄化処理されていないし尿約3トンを横浜港内に不法投棄した疑いで横浜支店作業所総括所長及び副所長が、廃棄物処理法違反の疑いで横浜海上保安部に逮捕されたことを受け、斑鳩町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱の規定により、平成18年9月12日付で指名停止の処置を講じることとした。

よって、議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、斑鳩町水質改善公共下水道事業第11処理分区龍田西汚水幹線工事、及び議案第56号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）、斑鳩町水質改善公共下水道事業第11処理分区神南汚水幹線工事について、入札公告15（2）の規定により、仮契約を解除し、契約の締結についての議案を撤回するとの報告がありました。

委員より、まず、この事件についての事情をどのようにして知ったか、また指名停止に至る経緯についての質疑があり、理事者より、9月21日の10時、たまたまインターネットを見ていた時、読売新聞社の8日付の記事があり、事件の内容を知った。早速その事実確認を横浜海上保安部に問い合わせた結果、間違いなしとの確認を得、早急に審査会を開き、その対応を審議した結果、指名停止との結論となった。そのほか、今回の事件に対する前田建設工業の対応について、指名停止に係る要領に関する前田建設工業の認識について、今後の入札の執行の経緯と前田建設の指名停止期間について、再入札時における設計変更について、また今後の入札執行の行方について、慎重に対処するようにとの指摘があり、理事者より一定の答弁がされている。

本件については、理事者から議案撤回の承認を求められており、最終日の本会議において承認を得ることとなり、本委員会においての審査は、満場一致で停止すべきものと決しました。

続いて、(4)議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)を議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、ガードマンの対応について、迂回路と工事請負看板についての指摘があり、理事者より、通行される方々への的確な処置、対応を十分徹底すると共に、迂回路の関係等についても、今後斑鳩町建設業会の安全講習会で十分指示をすとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきもの決しました。

続いて、継続審査案件であります(1)公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況で、前回の事前委員会より新たに増えた路線についての報告がありました。

まず、今議会に契約として上程している議案第57号 第14工区-2工事、また第19工区-1工事の路線については、9月19日に入札を執行する予定。第13工区-5工事の路線については、9月11日に工事完了。また、龍田北汚水幹線2工区のシールド工事については、現在、掘進機は、町道101号線、東へ100メートルの位置まで進んでいる。

次に、9月8日現在の公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が1,084件 検査済み件数が1,021件、また融資あっせん利用件数が17件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が9件となっているとの報告がありました。

委員より、工事の進捗率について、シールド工事における土砂の搬出作業時の付近に

対する説明についての指摘がありました。

公共下水道事業に関することについては、委員会として、説明を受け、了承することといたしました。

次に、(4)陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情について(その1)、(5)陳情第2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情について(その2)の2議案につきましては、同じ神南4丁目のマンション建設に対する陳情書であり2議案を一括議題とし、進めることといたしました。

その内容は、前回委員会以降、陳情者の自治会のうち、笠町の自治会長さんと会って現状をお聞きしたところ、業者から地元への接触もなく、その後の動きもないとの報告がありました。

委員からは、前回の閉会中の委員会と同じ状況であり、今後どのように変化するか分からないとの意見があり、引き続き状況等を見守っていくということで継続審査といたしました。

次に、各課報告について。

(1) 審議会等見直しに係る中間のまとめについて。

まず初めに、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱をもとに、総務部課長をはじめ各課の課長補佐級をメンバーとしてプロジェクトチームを編成し、見直し作業を進め、一定の検討結果(案)をまとめ、当委員会所管に係るものについての報告を受けました。

その内容は、整理番号1の斑鳩町農業委員会の設置については、地方自治法第180条の5第3項によって設置が義務づけられており、現在のところ現状どおりと考えている。

次に、整理番号2の斑鳩町都市計画審議会については、都市計画審議会条例第3条、組織の規定では、学識経験者21名以内、町議会議員4名以内。現在の実数18名。県内市町村の状況を調査した結果、現在の実数18名は市レベルの委員実数となっていることから、極力要綱の趣旨に準じて定数減を検討。また、政令では、審議会の任命する委員の数は5名以上35名以内の規定があり、町議会の議員の人数については明記されていない。今後、選出基準を精査しながら定数減を検討し、審議会条例の改正を考えている。

次に、整理番号3の斑鳩町町営住宅入居者委員会では、斑鳩町審議会等の設置及び運

営に関する要綱第5条第5号の「斑鳩町議会議員及び職員は原則として委員としない」との規定に基づき整理を考えている。

次に、整理番号4の斑鳩町旅館建築審査会については、委員等の選出は、要綱第5条第1項第5号「斑鳩町議会議員及び職員は原則として委員としない」との規定に準じ、斑鳩町議会議員を2名を除き学識経験者5名以内に改め、条例施行規則の改定を考えている。

次に、整理番号5の斑鳩町遊技場建築審査会についても、委員等の選出は、要綱第5条第1項第5号「斑鳩町議会議員及び職員は原則として委員としない」との規定に準じ斑鳩町議会議員を2名を除き学識経験者5名以内に改め、条例施行規則の改定を考えている。

最後に、整理番号6の斑鳩町住居表示審議会については、臨時に設置されており、必要が生じた時に設置する審議会で、現行のままとして考えている。

今後、当委員会に報告のあった見直しに係る検討結果（案）については、全体を取りまとめ、本年12月議会に上程を考えているとの報告を受けた後、委員より、女性の割合が非常に少ないとの質疑があり、理事者より、出来るだけ女性委員の選出について配慮するとの答弁がありました。

次に、（2）斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業について報告がありました。

その内容は、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業の募集について、8月31日申し込み締め切り、20名の募集に対し28名の応募があり、抽選会を開催。20名の助成対象者が決定したとの報告がありました。

以上、各課所管に関する件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、その他として、委員より、1、平成18年度県関係の予算と工事の進捗について、2、平成18年度国関係の予算と工事の進捗について、3、町道、里道の管理について、4、斑鳩町の用途区域の見直しについて、5、町道、町有地の登記について等の質疑があり、理事者より答弁がされています。

以上が開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、1、公共下水道事業に関することについて、2、陳情第1号 神南4丁目マンション建設に関する陳情書について（その1）、3、陳情第2号

神南4丁目マンション建設に関する陳情書について（その2）、4、委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

また、閉会中の所管事務調査として、先進地視察計画書を議長あてに提出いたしました。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、三木委員長。

○厚生常任委員長（三木誓士君） それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。

本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月19日、全委員出席のもと委員会を開催しましたので、審査の結果と概要について報告いたします。

まず、1、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてです健康保険法の一部改正などにより、平成18年10月から70歳以上の療養病床に入院した場合、これまでの療養給付に含まれていた光熱水費相当分を切り離し、入院時食事療養と統合して新たに入院時生活療養が創設されました。費用の一部は標準負担額として入院患者が負担することとなるが、現行の入院時食事療養の標準負担額との整合性を図る必要があることから、条例の一部改正を行うとの説明があり、委員から質疑をお受けしたところ、①町での該当するケースと母子医療費助成制度の中で適用される可能性について、②両親がなく祖母に育てられている時に該当することとなる時や、低所得者層に対し十分注意し、対応出来る体制をとっておいてほしい等の質疑や意見があり、理事者から、現在、母子医療費助成制度を受けている世帯は202世帯、今回の条例改正は70歳以上の療養病床入院が条件で、該当する人は1世帯となっているが、現時点において70歳に達しておらず、影響を受ける世帯はないという答弁がされています。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

平成18年10月以降に被保険者が出産した場合の出産一時金の支給額を30万円から35万円に引き上げる条例の一部改正を行うとの説明があり、委員から質疑をお受け

したところ、①一部の自治体では100万円支給しているところもある。35万円では少子化は防げないのではないか。②若い人が正規雇用されていない中で子どもを産むのは勇気がいる。貸付制度の利用状況はどうか等の質疑があり、理事者から、100万円を支給している自治体があるとの報道については把握していないが、国保の保険者である自治体によって決めていくものである。今回の改正については、国の考え方に沿って少子化の関係での対策を講じていくものであるとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第52号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) についてです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,698万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6,293万6,000円とするとの各項目についての説明があり、委員からの質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) についてです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,529万8,000円とするとの各項目についての説明があり、委員から質疑をお受けしたところ、①先般報道された服部1丁目のすずらん事業所の指定取り消しに係る町内被害者は出なかったのか。②介護認定が変わることによる本人負担と認定更新期間について。③介護度の判定について。④1号被保険者の還付金についてはどのような状況で起きるのか、件数はどうか。⑤基金積み立てが大きくなっているが、制度初めに基金取り崩しはしないようにとのことであった。保険料も上がり、制度改正もあった。この会計がこれまでより楽になったのかと思うが、矛盾を感じている。基金積み立てが出来る状態であれば、横出しはどうか等の質疑があり、理事者から答弁がされています。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2、継続審査、(仮称)総合福祉会館整備計画についてです。

県への事業認定を9月1日に行っており、10月中旬に認定をいただける予定である用地買収については、南側の用地を除き北側用地の購入を今年度中に行うこととしている。このことから、今回、公有財産購入費等の補正予算をお願いしている。プロポーザ

ル方式による設計者の選定は、6業者に8月10日提出要請を行い、9月8日の締め切りにはすべて提出されている。9月24日のプロポーザル審査会で業者のヒアリングを行いながら、設計者の選定、決定を行う予定である。本年度は基本設計、実施設計の作成を行い、平成19年度の建設工事に向けて進めていくとの説明があり、委員より、①6業者の設計で町内建設実績は。②6業者を決めたのはどういう基準か、県内実績は等の質疑があり、理事者より答弁がされています。詳細は割愛いたします。

次に、3、各課報告事項。

(1) 議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会所管に関するものの説明を受け、委員からは特段の質疑もなく、お諮りしたところ、満場一致で了承いたしました。

次に、(2) 審議会等見直しに係るまとめ(中間)についてです。

それぞれ法令で議会からの委員選出が規定されているものを除き、原則として議会から委員の選出を行わないということを議会運営委員会で決定され、町としても定数を含め審議会等の附属機関のあり方についてプロジェクトチームを編成し、見直しを行ってきた。住民生活部に係る審議会等は10機関あり、それぞれについて説明を受けました。今後、常任委員会から受けた意見等を再度プロジェクトチームに持ち帰り検討、取りまとめたものを、議会運営委員会での取りまとめをお願いしたいと考えており、条例改正に係るものについては12月議会に上程を考えている。委員から、老人憩の家は補償工事で出来たことから、委員選出に当たっては、補償の流れを知った人が委員になってほしい等の質疑、意見があり、理事者から答弁されています。

次に、(3) 後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立についてです。

理事者より、準備委員会は9月1日に設立され、委員会、幹事会、事務局、調査研究会から構成され、委員は20名で、会長には奈良市長が、町村代表8人のうち、斑鳩町長と三郷町長が選出されています。規約案については、12月議会に上程する予定であります。斑鳩町の負担金についても、12月議会で補正予算を上程する予定であるとの説明を受けました。

その他、理事者から、当町戸籍電算システムの立ち上げ並びにシステム運用と保守点検を委託している富士ゼロックスシステムサービス株式会社派遣社員の戸籍情報漏洩に係る恐喝容疑で逮捕されたことについて報告がありました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、①ごみ運搬車が臭いにおいの水等垂

れ流して走っており、焼却場に来ている。町としての指導は出来ないものか。②重度の方、身体障害者に対し12月広報で掲載するとあったが、勤務者の年末調整もあるので繰り返し広報周知をしてもらいたい。③障害者自立支援法は、住民から見れば国が決めてきたこと。利用者は困っております。行政として条例、規則、要綱が前提であり、10月実施に向けて早くやってほしい等の質疑、意見がありました。

最後に、当委員会所管に係る案件について、閉会中の継続審査の申し出と先進地視察研修の計画書を議長に提出しております。

以上が会期中の委員会での審査概要であります。詳細につきましては、会議録をご覧くださいませましたら幸いです。

これをもって厚生常任委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、9月20日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

まず初めに、付託議案であります、（1）議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より、各課によって違うとは思いますが、休憩時間をちゃんととっているのか、就業時間の住民周知の状況について、休憩時間がなくなったことによって喫煙する職員の指導方法について等質疑があり、それぞれ答弁されております。

本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、委員より特段の質疑もなく、お諮りしたところ、本案は満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、委員より特段の質疑もなく、お諮りしたところ、本案は満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（4）議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より、今回の補正予算の特徴はどこに

あるのか、時の状況に合わせてつじつま合わせを行っているのではないか、財政健全化の基本方針がどう盛り込まれているのか、安易に予算編成をしていないか等質疑があり理事者よりそれぞれ答弁されております。

本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。本件と、各課報告事項の（５）平成１８年度史跡藤ノ木古墳整備工事の契約については関連することから、あわせて報告を求めることといたしました。

まず、８月２８日開催の史跡藤ノ木古墳整備検討委員会において、史跡地園路の舗装工法について再検討するよう指導があり、文化庁と検討をしていきたいとのことです。続きまして、藤ノ木古墳本体の整備工事について、平成１８年度分の工事の概要及び平成１９年度以降の主な工事の説明、そして各課報告事項として、９月１９日執行の平成１８年度史跡藤ノ木古墳整備工事の入札結果について、落札業者は中谷組で、契約金額は４，９６１万２，５００円、工期は１８２日間である。なお、本件は議決が必要であることから、最終日に追加上程を行う予定である。次に、（仮称）文化財活用センターについて、実施設計の入札を８月３０日に執行し、業者は梶谷設計、工期は９月１日より２月２８日まで、契約金額は１，０３９万５，０００円であるとの説明、報告がありました。

委員より、石室の保存工についての留意点について、この入札に参加した業者の数や指名するに当たってどういうことに配慮をしたのか、保守面について整備の段階から考慮して対応する必要があるのではないかと、工事概要及び工期の説明について改善を求める意見等があり、それぞれ答弁されております。

以上、継続審査案件は、説明を受け審査を終えました。

続きまして、各課報告事項であります。

（１）審議会等見直しに係るまとめ（中間）については、この見直しについては、本年５月の議会運営委員会において、見直し作業にかかる日程、考え方等を報告させていただいたところで、「斑鳩町審議会等の設置および運営に関する要綱」をもとにプロジェクトチームでもって見直し作業を進めてきました。

当委員会にかかわるものについて、斑鳩町生活安全推進協議会、斑鳩町明るい選挙推進協議会、斑鳩町社会教育委員、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会、斑鳩町体育指導委員

斑鳩町学校施設整備計画審議会、これらについては、委員の数を10名以内とする。斑鳩町男女共同参画社会推進委員会、斑鳩町青少年問題協議会、斑鳩町名誉町民諮問委員会については、議員及び職員を除くこととする。斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会については、抜本的な見直しを行い、名称を斑鳩町特別支援就学指導委員会と変更したい。斑鳩町立学校体育施設開放運営委員会、生涯学習推進協議会、斑鳩町財政健全化検討住民会議については、初期の目的を達成されているという判断から廃止をする。

以上が、改正を行うべきもので、今後、プロジェクトチームにおいて集約を行い、再度取りまとめを行いたいとの報告があり、委員より、防災会議と国民保護協議会の統合は検討したのか、どういう立場で見直しをしようとしているのか明らかでない、審議会等の意義について統廃合は出来ないものか、人員は妥当なのか、報酬との関係はどうなのか、これだけの見直しをしようとしているのに、議員の理解を求めようとしないのはいかなるものか、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」について、公募による人選の方法について、本当に必要かということに留意してほしい等様々な質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

次に、(2) 大字龍田財産区財産(下司田池)への水中曝気ポンプの設置については、下司田池周囲の住民の方から悪臭がするとの苦情があったことから、水中曝気ポンプ2基を設置した。そのための費用80万円と、毎月の電気代及び保守費用は、大字龍田財産区特別会計から支出したいとの報告があり、委員より、釣り池との和解の了承をした時の条件として出された下司田池の今後のあり方についてを問う意見がありました

次に、(3) 町民プールの利用状況については、本年度の入場者数は、7月が2,871名、8月が3,253名で合計6,124名の利用があり、大人が34%、子どもが66%という状況であるとの報告があり、委員より若干の質疑がありましたが、それぞれ答弁されております。

次に、(4) 官学連携については、前回委員会での説明において、理解しづらい面があるとの指摘があったことから、包括的な協定は行わないで、文化財関係で協定を行うこととした。また、連携推進協議会も、連携の分野を文化財に絞るということから、設置をしないこととした。協定期日は、平成19年2月12日に調印をしたいとの報告があり、委員より、前回と比べて非常にわかりやすくなった、この協定は、教育委員会と学校で行うのかなど質疑、意見があり、理事者より答弁されております。

また、その他理事者よりの報告といたしまして、下水道工事に関係します前田建設工

業の社員が9月8日に逮捕されたことにより、9月12日に指名停止をした。よって、今回の議案第55号、56号の工事請負契約の仮契約を解除し、議案を取り下げたとの報告がありました。

以上、各課報告事項については、報告を受け了承したということで終わりました。

最後に、その他について、委員より、9月お知らせ版に掲載のサイレンの点検のお知らせについて、内容的にはこれでいいのか、委員が会合を開いて提出した申入書をどのように受け止めてきたのか、今後の取り扱いについて消防運営委員会を開き意見を十分聞いた上で対応することが望ましいとしたが、開催しないまま対応している、出初め式と終戦記念日のサイレン吹鳴をどのように認識しているのかなど意見がありました。

以上が、総務常任委員会における審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ご一読いただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○決算審査特別委員長（小野隆雄君） それでは、決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

本会議から付託を受けました平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてのほか5特別会計の認定の審査を行うため、9月11日、13日、14日の3日間にわたり当委員会を開催いたしました。その内容と審査結果についてご報告をいたします

審査に当たっては、初めに代表監査委員より決算審査意見書に基づく報告を受けました。その報告の中で、議会としても議論を重ねています委員会や審議会等の運営にも触れられ、「要するに、ここで問題解決する、あるいは問題提起しているというのが委員会だろうと思う」と述べられ、町監査委員として実質的な審議運営への改善を強調されていたことを申し添えておきます。

その報告に対しましての質疑を受けることにいたしました。特段の質疑はございませんでした。

続いて、収入役より、平成17年度斑鳩町一般会計及び5特別会計決算の概要について説明を受け、これに対する質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

続いて、一般会計から順次審査を行うことといたしました。

初めに、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ることとし、第1款から各款ごとに説明を受け、審査することといたしましたので、その概要について申し上げます。

初めに、第1款、議会費では、特段の質疑、意見はございませんでした。

次に、第2款、総務費では、情報公開の推進と個人情報保護法との関係で、その法改正の内容について質疑があり、個人情報であっても本人の利益になることであれば、個人以外、すなわちその本人以外の者に、その情報が提供することが出来るような旨の改正がなされる予定であるとの答弁がありました。

その他に、職員人事の年功序列型から能力主義への転換について、地域集会所設備の支援について、長期財政見通しの中での今後基金の取り崩しについて、郵便局の窓口での住民票等の交付事務委託についてなどの質疑がありましたが、一定の答弁がなされております。

次に、第3款、民生費では、ふれあい交流センターの利用状況と使用料について質疑があり、入浴料の改定に伴い若干利用者数を増やすことが出来たが、町内、町外の料金の差により、入浴料が減となったとの答弁がありました。

その他に、(仮称)総合福祉会館建設に伴うプロポーザル方式について、配食サービスについて、老人憩いの家の修理・修繕について、自動車運転免許取得・改造への支援について、学童保育の指導員賃金について、高齢者優待乗車券について、ホームヘルプサービス利用料の助成について、人権問題研修の部落解放同盟の集会について、リフト付マイクロバスの利用規定について、移動入浴サービスについて、次世代育成支援の取り組みについて、民生児童委員の推薦会についてなどの質疑がありましたが、一定の答弁がなされております。

次に、第4款、衛生費では、乳幼児相談での受診者数と訪問件数についての質疑があり、1歳6カ月の健診から次の健診まで2年間あり、その間子どもさんの成長も大きいことから、その間のことについてどんどんと相談を受けていただくよう啓発していることにより、複数回数の相談を受けている。一方、乳児新生児訪問については、例えば2人目、3人目のお子さんであれば、保健師や看護師の訪問まで必要ないということで、17年度に若干数値が減ったのではとの答弁がありました。

その他に、竜田川流域生活排水対策会議の運営について、ごみステーションの整備について、老人保健事業の検診について、狂犬病予防と飼い猫不妊手術について、正しい

犬の飼い方について、ごみステーションの設置と町道管理について、3歳児健診について、精神保健相談の実施について、ごみ減量化・資源化の推進について、リサイクル活動の推進での資源物集団回収の奨励について、パパママスクールの実施についてなどの質疑がありましたが、一定の答弁がなされております。

次に、第5款、農林水産業費では、産業フェスティバルのマンネリ化について質疑があり、実行委員会で運営をされ協議しながら進めているが、今年度において農業委員会の中でも中心となって取り組んでもらっており、そば栽培や立毛審査、販売ルート等、来年に向けて進めていきたいとの答弁がありました。その他に、有害鳥獣駆除について松くい虫防除について、カーバイトの騒音についての質疑があり、カーバイトの騒音については、農協とも相談し、住民広報等相談していきたいとの答弁がありました。

次に、第6款、商工費では、シルバー人材センターの充実について、高齢者対策もあわせ、また総合福祉会館が建設されたら社協事務所があくが、そこを貸すことについてはどうかについて質疑があり、シルバー人材センターが活発に活動していただいていることはよく承知している。団塊の世代がこれから退職を迎えるが、会員確保も難しい状況にある。施設利用については、虹の家やあゆみの家のこともあり、事務局長とも十分相談し検討していきたいとの答弁がありました。

その他に、観光会館の維持管理について、ジャスコ退店情報について、iセンター管理のレンタサイクルとトイレ改修について、法隆寺駅舎と周辺整備における商工会との関係、観光商工活性化との関係について、青年雇用問題について、商工業者債務保証料について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、第7款、土木費では、河川美化の推進について、農家戸数も減少してきており少人数で広範囲の水路清掃等の実施をしているが、水路維持は大きな河川の浄化にも影響していくものであり、住民も巻き込んだボランティア団体等の活動等を求めていくことは出来ないかについて質疑があり、周辺住民や事業所等の協力も得ながらやっていく方向で考えていかなければならない等の答弁がありました。

その他、通学路になっている周辺水路へのグレーチング設置について、パークウェイモデル区間から西側及び東側の自治会等への事業説明について、JR法隆寺駅プランターの維持管理について、法隆寺駅周辺整備事業について、景観作物の栽培について、いかるがパークウェイ推進協議会補助金について、公共下水道事業特別会計への公債費繰り出しについて、都市下水路の管理について、都市計画税の充当について、町営住宅の

グループホーム利用について等質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております

次に、第8款、消防費では、災害物資の備蓄について何人を想定しているかとの質疑があり、理事者より、従来被害想定人数を3,000人と想定し備蓄をしてきたが、平成16年に県において災害発生時における被害想定が見直され、当町では9,000人という数字が出ていることから、それに見合った、平成17年度から21年度までの5カ年を目標に備蓄をしていくこととしているとの答弁がありました。

次に、第9款、教育費では、小中連携教育に変わったことについて質疑があり、理事者より、当初小中一貫教育として調査研究してきたが、結果として、他の小中一貫教育のように小中1校というような連携は難しいということから、小中連携教育ということで、小学校3校、中学校2校の連携をスムーズに移行していく形で調査研究を進めているところであるとの答弁がありました。

その他、児童の健康管理で顕著に健康を害している児童等の状況について、学校プールの排水溝の点検結果について、学校授業時間の朝方に読書習慣の授業をされていることについて、心身障害児童生徒就学指導委員会について、私立幼稚園児奨励について、学童保育の主体が教育委員会に変わる国の予算要求内容について、公民館職員の雇用について、小中連携教育の副読本について、スクールカウンセラーの配置と心の相談員の設置について、人権教育の推進についての「なかま」の本について、地区別懇談会について、要保護・準要保護の就学援助について、町民体育大会の参加者について、健民グラウンドの女性トイレについて、成人式等での青年へのアンケートについて質疑があり理事者から一定の答弁がなされております。

次に、第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款、予備費では、委員からミニ市場公募債について、今後町財政状況を考えながら可能な限り発行を検討することについて質疑があり、住民の関心も高く、金利等の動向も見えていく中で、また前年度の実績等も見る中で、発行をしていきたいとの答弁がありました。

次に、一般会計の歳入全般について総務部長から説明があり、委員から、自主財源については多少増えていくとのことであるが、新税導入について財政健全化検討住民会議から提言がされている件について質疑があり、導入するとなれば、目的意識、趣旨等を十分に住民に説明し納得していただいて導入をしなければならない。新しい財源の確保も重要である観点から、研究していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、各特別会計決算について担当部長から順次説明を受けることにいたしました。

初めに、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、委員から質疑をお受けしたところ、昨年度も2億5,418万円の赤字が出ており、17年度では3億4,209万円と赤字が増えているが、運営協議会委員からどのような質疑があり、どう検討されたかとの質疑があり、監査委員からも指摘があるように、2億、3億と過大になっていき、応能応益を50%50%ということで料金改定もさせてもらい平準化をしてきたが、改定も現在までしておらず、厳しい状況を十分検討し、19年度予算にどう改定等していくか運営協議会の意見、答申をいただく中で考えていきたいとの答弁がありました。そのほかに、出産育児一時金について、若年層の加入世帯の減について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

次に、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、委員から質疑をお受けしたところ、ジェネリック医薬品の普及についての質疑があり、理事者から、医師会の先生方には話をしているが、特に開業医などの診療所になると、経営方針もあり、色々お考えもあると思う。18年4月の診療報酬改定時に、医師がジェネリック医薬品を使ってもよいと認めた場合には、処方箋にジェネリック医薬品への変更が可能かどうかを書く欄を設け医師の署名もすると様式の変更もされている。県立三室病院でも、後発医薬品が可能だと認めた場合には、種類、数量のこともあり、その際は無理でも次回に納入処方していくように進めているとお聞きしている。患者さんの認知度も高くなってきており、今後ジェネリック医薬品の普及も進んでいくものと思うとの答弁がありました。

その他に、青年が就職につけず、健康診断を受ける場が個人任せになるが、多少有料でも集団健診体制は出来ないかについて等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

次に、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、委員から質疑をお受けしたところ、数値確認で若干の質疑があり理事者から答弁がされております。

次に、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、委員から質疑をお受けしたところ、平成17年度の供用開始数値から当初見込みについてどう判断しているかとの質疑があり、当初予算では全国平均を

当てはめ300件を見込んでいた。655件の接続申請があったことは、住民皆さんがご協力いただけたものとの認識を持っているとの答弁がありました。

その他に、雨水貯留転用施設件数について、起債は今後増えていくと思うが、長期的に見て健全財政運営をどういう形でしていくのかについて、融資あっせん件数について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がされています。

次に、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、委員から質疑をお受けしたところ、要介護者数と事業計画人数の把握方法についての質疑があり、理事者から、事業計画数は第2期の平成15年から平成17年の3カ年事業計画の中で見ており、要支援から要介護5までの数値について、その時に過去の状況や向こう5カ年の状況等を把握して3年間の事業計画を立てているとの答弁がありました。

その他に、特養待機者について、介護予防サービス事業者の不正請求報道について、特例給付について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がされています。

以上で、付託された議案の審査を終了し、取りまとめによる休憩の後、各会計ごとに採決を行いました。

認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論を行いました。

まず、認定に反対する意見では、住民基本台帳ネットワークは、国の決めた方針に従ってやっているにもかかわらず、交付税算入が少なく、カード発行件数も少ない。住民の理解がされていない状況のもとで、町が多額の費用負担をしていることは納得出来ない。国のやり方に対し批判すると共に、対費用効果の面から、町においても有効な運用に研究を。また、費用負担に対する意識が弱い面が見られる。

次に、次世代育成支援の取り組みについて、少子化はもちろんのこと、犯罪の低年齢化や晩婚化など様々な青年問題が取り上げられる中、次世代育成支援地域協議会が年1回開催されているので、議会に進捗状況を報告いただき、よい意見や提案に対しては、計画に盛り込み、実施に努めていただきたい。さらに、今、青年の雇用状況が非常に厳しく深刻な問題です。もう一步進んだ取り組みが出来るよう研究に努めていただきたい

次に、町の財政運営については、住民の皆さんも非常に関心が高く、町行政として住民の理解を得ながら事業に取り組む姿勢がこれまで以上に求められています。今回の審議の中でも、特に法隆寺駅周辺整備事業とアクセス道路の整備について、その姿勢が非

常に弱い。地元からも理解が得られていない状況があり、当初計画を立てた時から情勢が変化していることから、斑鳩町の将来を見据え、慎重な対応が必要だと指摘しておきたい。

次に、人権問題、職員研修の実施については、一定の評価は出来るのですが、公金を公平に使うという観点から見て、まだ特定の団体の集会に対して数多くの職員が派遣されていることは納得出来ない。さらに、小中学校の道徳や総合学習の時間に使う副読本「なかま」について、県と町が折半で購入し全生徒に配るというやり方は、対費用効果の面からもっと研究すべきである。

最後に、今回の決算審査に当たり、冒頭監査委員さんから、「今までに出た意見や指摘が反映されていない」との苦言がありましたが、今回の審査においても、出された意見については、誠意をもって受け止め、今後の町政運営に反映していただきたいとの反対意見が述べられました。

次に、本件を認定することに賛成の意見を求めたところ、例えば法隆寺駅前整備に関して、大多数の方が賛成しておられ、ごく一部の方が反対だからといって、結果として全体を否定してしまうのは行政の後退を招き、町民の福祉に悪影響を及ぼしかねない。決算審査に当たっては、大局的な見地から決算の内容を審査し、審議の過程において各委員から厳しい指摘等がありましたように、一部の取り組みについては物足りなさを感じることも事実ありましたが、町長からの提案説明並びに本特別委員会での施策成果の説明のとおり、予算を正当に執行され、一定の行政効果が上げられております。

今、行政に求められる町民ニーズは、少子高齢社会の進行による社会保障に関する施策はもとより、未来を担う子どもたちの教育の充実、安全・安心の確保など、あらゆる分野で高まっています。このためにも、財政の健全化は緊急の課題であります。

町におかれては、財政健全化に向け調査研究を怠りなく進め、新税導入と町内産業の振興を視野に入れた自主財源の増収と、各分野における事業の内容を精査し、不必要となる歳出を極力控えるようより一層努力されると共に、本特別委員会の中で審議された内容が今後の町政に確実に反映されることを切望いたします。

最後に、今日の厳しい財政状況の中、町民の要請にこたえて住民福祉の向上を図るため、諸施策の推進に真剣に取り組まれていくことを強く期待して認定に賛成するというものでした。

本件については、賛否両論であり、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定す

べきものと決しました。

続いて、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、本会議より付託を受けました一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての当委員会での審査の概要と結果であります。詳しくは、後日会議録を作成し配付いたしますので、ご覧いただければ幸いです。

これをもって決算審査特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしています追加日程（その1）の追加日程1、事件撤回請求書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、事件撤回請求書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、事件撤回請求書についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案の取り下げの件につきまして、経緯について簡単にご説明を申し上げます。

このたびの議会に上程いたしておりました議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）及び議案第56号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）につきましては、仮契約をいたしておりました工事請負業者の前田建設工業株式会社が重大な過失を犯したことにより、当該業者の社員が逮捕されると共に、当該業者自体も書類送検されることになりました。このことについては、当然当該業者から報告があつてしかるべきところ4日後にインターネットで判明した次第でございます。

こういったことがある中で、当町では、早速建設工事請負契約資格審査会を開催し、審議の結果、6カ月の指名停止処分としたものであります。当然、当該工事に係る入札公告の中では、仮契約中に指名停止処分があった場合には仮契約を解除することになっており、またこのことは当該業者も承知しており、したがいまして仮契約を解除した次第でございます。

ただいま申し上げました経緯がある中、本議会に上程いたしております2議案につきまして、去る9月13日付をもって議長あて付議事件の撤回請求をさせていただいたのでございます。

また、このことにつきましては、先ほど建設水道常任委員長報告においても申されておられましたとおり、去る9月15日開催の建設水道常任委員会にもこの件についてご報告を申し上げますと共に、9月21日開催の議会運営委員会においても、その取り扱いについて慎重にご審議を賜り、本日の追加議案としていただいたものでございます。

このたびは、議長をはじめとし各議員皆様には大変ご迷惑をおかけすると共にご心配をおかけしてまことに申しわけありませんでした。心からおわび申し上げますと共に、今後色々な面でこれらを教訓として生かしてまいりたいと考えております。

簡単ではありますが、経緯をもちまして説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします
7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この案件については、私は異存はないということをまず申し上げておきます。手続的にもされているということで。

ただ、私は、この入札について、閉会中の建設水道常任委員会、また本会議の初日でもくどのように申し上げてきたわけです。そのことでしっかりと認識していただきたい1つについては、初日にもくどのように質問して同僚議員から制止されましたけど、1点だけ再度お聞きしたい。

この低入札価格制度に基づいて調査された結果の中で、この入札価格の妥当性というんですか、その中で入札価格の積算書を提出されて、担当課としてそれをチェックされた。それは妥当だと、現在の段階で妥当だと判断されたように私は認識しております。そういうことについて、しっかりと認識されて、改めての積算、改めての入札執行をしていただけるように、再度申し上げておきます。答弁は結構です。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、小野議員の方からご意見がありましたので、あえて今回質疑という形じゃないんですけども、私も、やはり低価格で今回まともろうとしていたものが、残念な形にはなってしまったんですけども、せつかくこうして安い金額で一度は契約しかかっていた、そういうことをまたやり直しをするということになって金額が高くなってしまふんではないかという心配をしているところですので、今、小野議員さんがおっしゃったように、次の入札に関しましても、その点十分に配慮をしてやっていただきますように、私もあわせて意見を申し上げておきます。

○議長（中川靖広君） ほか、ないですか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件請求を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。追加日程1、事件撤回請求書については、満場一致で許可いたされました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第46号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第47号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第48号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第49号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第53号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第54号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第57号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

厳しい財政状況の中で、住民の要望にこたえるべく非常に努力の跡が見られるものの住基ネットをはじめ多くの事業の中で、国政が地方にもたらす問題点や、教育行政などをはじめとする県でもっと力を入れるべきものについてのとらえ方、また大きな金額となる事業のあり方に、住民の関心がどこにあるかという視点の持ち方、考え方については、疑問が残るところです。

週に1、2時間しかない道徳の時間や学活の時間に使う本が4種類も存在するのは、異常な事態ではないかと考えます。また、総合学習にも利用するというものの、国から配られる「心のノート」、県と町とで折半で購入する「なかま」という本は全員に配布され、その反対に斑鳩町が、特に小中一貫教育の研究を続けてきて、視察までして時間とお金をかけて研究したのもでも1学年に40冊しかない。そういうものこそ、生徒児

童全員に配って、家庭の中で話し合ってもらいたいものだと私は考えています。

また、特定の団体が主催する研究大会に、多数職員を公費派遣しているという実態が続いています。その研修費を受け取っている団体は、1つであるはずの団体であるはずが、2つの派閥が出来てしまっている。さらには、それらは政党にも属しているというような状況から見て、どちらかだけに対応するとか、どこかだけに対応するというようなことに公費で賄ってはいけないのではないかというふうに強く感じています。これにつきましては、正式な情報公開の開示請求も今後続けて行っていきたいと考えています

また、JR法隆寺駅の改築工事につきましては、バリアフリーの観点から、事業そのものは必要であるとの判断から賛成はしてまいりましたが、余分な工事が出てくると、すべて費用は斑鳩町が持たなければならないという締結の中で、多額な設計変更があったり、また町民皆さんに理解をしていただくという努力に不十分さをずっと感じてまいりました。

さらに、駅前周辺整備といって県道高田線に抜ける大きな道路をつくるという計画も示されていますが、バリアフリー新法にもあるように、駅を利用する人たちの平面的な移動の確保についてを前面に出し、大型道路については慎重に対応が望まれるところだというふうに考えます。

思い起こせば、平成8年から10年までを事業年度として行われたいざない大路整備事業では、総事業費は3億円、うち県が1億5,000万という事業でしたが、この時は基本構想が示され大変わかりやすく、私たちも、町民皆さんからの質問にも、この基本構想を示して説明がしやすく、こうあるべきだというふうに考えてまいりましたが、国からの補助金もあるというのに、何度も申し上げましたが、基本構想は策定されませんでした。先に基本構想を持ち、駅から法隆寺に向かういざない大路の事業が、今度の駅の改築とつなげて示す、そして町民の理解を得るというやり方は、非常に価値の高いやり方、考え方だと私は考えますが、そういうところが結びついていかないのが非常に残念です。

また、パークウェイのように住民合意が必要となる事業については、細心の注意を払い慎重にさせていただきたいということをお願いしておきます。

一部の主なものについて申し上げましたが、行政として必ずしなければならないこと対費用効果の低いもの、高いもの、住民感情で要らないと思われるもの、また必要とされるもの、採算性のあるもの、ないもの、色んな事業があると思います。以前より申し

上げてまいりましたが、住民に公表出来る、総合的に判断が出来る政策評価や事務事業評価によってより慎重な行政運営を行っていくべきであるということを申し上げまして私の反対討論とさせていただきます。議員皆様のご賛同を心からお願い申し上げます

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

平成17年度におきましては、引き続き一般財源の総額が減少する厳しい状況の中にあつて、町三役及び教育長の給料の抑制、部課長級の管理職手当の抑制、県内出張に伴う日当の廃止、委託料を中心とした施設管理費等の見直しなどの内部努力を図りつつ、新たな行政需要への対応と、斑鳩町第3次総合計画の積極的な推進に取り組んで来られました。

その主な取り組みにつきましては、本町の行政課題でありますJR法隆寺駅周辺整備事業をはじめ都市計画道路法隆寺線や史跡中宮寺跡の整備、小学校の耐震補強などに重点的、積極的に対応されております。また、災害物資の備蓄、福祉医療費助成の県制度改正への対応、乳児健診における個別健診の実施、歯科保健の推進、乳がん検診におけるマンモグラフィーの導入や子ども安全安心メールの配信など社会保障に関する施策をはじめ、教育の充実、安全・安心の確保にも積極的に取り組まれております。

ただいま申し上げましたように、厳しい財政状況の中ではありますが、町民の要請にこたえてさらなる住民福祉の向上を図るため諸施策の推進に当たってこられたものと私は考えております。

最後に、監査委員からの意見、決算特別委員会での各委員から出された意見について真摯に受け止め、本町の実情に即した取り組みを進められることを期待いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第4号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第9号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、陳情第3号 拉致問題解決のための陳情書についてをお諮りいたします。本案については、議会運営委員会で取りまとめをすることが出来ず、不採択としたとの報告がされておりますが、不採択として取り扱うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって陳情第3号については、不採択とすることに決しました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程(その2)の追加日程2、議案第58号 平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、追加日程3、発議第7号 集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書について、追加日程4、発議第8号 「共謀罪法案」の撤回を求める意見書について、追加日程5、発議第9号 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程2、議案第58号 平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、追加日程3、発議第7号 集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書について、追加日程4、発議第8号 「共謀罪法案」の撤回を求める意見書について、追加日程5、発議第9号 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程2、議案第58号 平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第58号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。栗本教育長。

○教育長(栗本裕美君) それでは、私の方から、平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第58号

平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について
標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成18年9月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、契約の内容の説明に先立ちまして、本事業の概要をご説明申し上げたいと思います。

工事の詳細につきましては、3枚目に添付させていただいております表に整理させていただいておりますが、平成18年度工事の主なものにつきましては、石室の修復と見学施設及び史跡地外周の建造物の築造でございます。裏面に、平成19年度以降の工事の内容は書かれてございますが、それについては、墳丘をはじめとする史跡地全体の仕上げを行います。内容は、史跡地の植栽や見学通路の舗装等が主なものでございます。また、工期につきましては、本年度と平成19年度の2カ年間で竣工を予定しておりますが、補助金等の財政状況によりまして竣工が平成20年となる可能性もございます。いずれにいたしましても、早期完成に向け鋭意努力してまいりたいと考えております。

それでは、2枚目の締結についての内容でございます。朗読させていただいて説明にかえさせていただきますと思います。

平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について

1. 契約の対象

史跡藤ノ木古墳整備事業

平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事

2. 契約の方法

指名競争入札

3. 契約金額

4,961万2,500円

4. 契約の相手方

所在地 奈良県生駒郡斑鳩町龍田2丁目3番15号

会社名 株式会社 中谷組

代表者 代表取締役 中谷保子

5. 工期

議会議決後182日間でございます。

以上で、議案につきましての説明を終わらせていただきますが、本議案につきまして温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決いただきますようお願いを申し上げます
○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第58号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、追加日程3、発議第7号 集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まず、発議第7号について、議案書を読み上げさせていただきます。

発議第7号

集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書について
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年9月25日提出

議会議員

小 野 隆 雄

里 川 宜志子

浦 野 圭 司

三 木 誓 士

中 西 和 夫

提案説明につきましては、この意見書を読み上げさせていただいてかえさせていただきます。

集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1,048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年9月から実施しようとしている。特に離島や中山間地、過疎地では、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤を脅かすとともに、安心安全な町づくりにも大きな影響を与える。さらに格差社会が広がる中で、このことが地域間格差を拡大することになると懸念する。このことから地域の郵便局の存在は益々重要となってくる。

参議院の付帯決議にあるように「現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期すること」を守るべきである。このことから地域の実情と住民の声を無視した無計画ではなく、現実的、合理的な集配局の再編計画となるように求めたい。

さらに、当斑鳩町においても、竜田郵便局が集配局から外されようとしているが、人口規模や高齢化率、立地条件などから是非とも集配局としての存続をしていただきたいと望んでいる。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとの集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

記

1. 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
2. 離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日

奈良県斑鳩町議会

なお、町といたしましても、竜田郵便局が集配局として残していただけるよう要望もしていただいているということをお知らせし、議員皆様に申し上げます。どうぞご理解いただけますよう心からお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程3、発議第7号 集配局の廃止再編計画の見直しを求める意見書については、満場一致をもって可決いたされまし

た。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの可決により、議会運営委員会に付託されていましたが陳情第4号は採択されたものとみなします。

続いて、追加日程4、発議第8号「共謀罪法案」の撤回を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 発議第8号について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第8号

「共謀罪法案」の撤回を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年9月25日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

提案説明につきましては、意見書の文章を読み上げさせていただきますかえさせていただきます。

「共謀罪法案」の撤回を求める意見書

現行の刑法は、実際に犯罪行為が行われた場合に処罰するのが原則となっている。ところが、国会に提出されている共謀罪法案（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法の一部を改正する法律案）はこの原則を覆し、犯罪行為がなくても犯罪について相談し、合意しただけで犯罪とされる危険な法律である。

共謀罪の新設は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の批准に伴う国内法整備のためとされている。同条約は、マフィアなどの国境を越える組織犯罪集団の犯罪を効果的に防止するためにつくられた。適用対象も「越境組織犯罪」に限定し、かつ組織犯罪集団の関与を条件とすると明記している。しかし、政府・法務省提出の法案や与党の修正案には、こうした限定が無く、適用対象となる犯罪は4年以上の懲役・禁固に当たる罪で600を超えている。そのため一般の会社や労働組合、宗教団体、NPOなど幅広い団体が対象となりかねない。再修正して成立をめざす動きもあるが、あれこれの修正で法案の問題点が解決するものではない。また日弁連会長声明が「（修正し

ても) 法案がもともと有している多くの問題点が是正されていない」として強く反対を表明している。日本ペンクラブは条約に基づく国際法整備という政府説明にも「条約の主旨からいって、人間の内心の自由や市民的活動に法律をかぶせるなど、あってはならない」と再度の反対を表明するなど、各団体から「共謀罪法案」への反対表明が相次ぎ国民的批判が大きくなっている。

いかなる修正を加えようと共謀罪法案は、国民の自由の人権を侵害するという本質は変わらず、民主主義の社会と相容れるものではなく撤回しかない。

よって、政府及び国会は、共謀罪法案を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上です。議員皆様のご理解をぜひ賜りたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長(中川靖広君) 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。3番、飯高議員。

○3番(飯高昭二君) 「共謀罪法案」の撤回を求める意見書の提出に反対の立場より意見を述べさせていただきます。

国際社会は、今、国際的組織犯罪と全力で戦っている。麻薬や銃器の不正取引、通貨偽造、不正移民などの拡大は、各国の市民生活や経済活動を脅かすだけでなく、紛争やテロといった国際社会を分断する勢力の動きにもつながりかねない。国連総会は、2000年11月に国際防止犯罪条約を採決、日本は同年12月に署名し、2003年5月に国会で承認。この承認に基づいて政府は、同条約を締結するため、国内法に共謀罪を新設するため、当法案を設立させようとするものです。

意見書には、「犯罪行為がなくても犯罪について相談し、合意しただけで犯罪とされる危険な法律である」とありますが、あたかもすべての犯罪について対象となるような印象を与えます。政府は、内心にとどまる意識や思想を処罰するものではない、特定の犯罪を実行しようという具体的、現実的な合意をする行為がないと、共謀罪は成立しないとされている。この法案で言う「組織的な犯罪の共謀罪」とは、例えば暴力団による組織的な殺傷事案、また悪徳商法のような組織的詐欺事案、あるいはテロ集団や犯罪組

織の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪行為に限り処罰するという厳格な要件が付されている。

また、各団体については、団体の定義として、共同の目的が重大な犯罪を実行することにある団体とし、犯罪組織と言えるような団体の活動として行われるものである場合に限って共謀罪の対象となることを条文上に明らかにされている。

また、意見書では、当法案は、国民の自由の人権を侵害するという本質があるとされているとのことですが、私はむしろ国民の自由の人権を侵害する組織的暴力から、我々国民を守ろうとするものであると考えます。私は、共謀罪法案、すなわち犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の趣旨に大いに賛同をするものであります。

本意見書の提出については、断固として反対するものです。議員皆様のご理解を賜りまして、私の意見に賛同していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、「共謀罪」の撤回を求める意見書について、賛成の立場から意見を述べさせていただきますと思います。

意見書でも触れられておりますが、この共謀罪というのは、犯罪行為を行わなくても相談し、合意しただけで処罰されてしまうというものです。政府は、テロや麻薬売買など国境を越えた犯罪を防ぐ国際組織犯罪防止条約に加入するためだと言っていますが、今回の法案は、国際組織犯罪にとどまらず、犯罪とは無関係なあらゆる団体の活動を対象にしています。実際に条約が適用範囲としているのは、性質上、越境的で組織的な犯罪集団が関与するものとなっております。しかし、今回の法案では、この2つの要件を落とし、団体の活動として組織により行われたものを対象としており、条約とは大きな違いがあります。

さらに、共謀罪は、刑期が4年以上の犯罪を相談し、合意すれば、最高5年の刑にされます。先ほど反対討論者は、すべての犯罪が対象にされるおそれがあると申されておりましたが、対象となる法律は、消費税法、水道法、破産法など国際的な犯罪集団とは無関係なものを多く含み、罪名は600以上もあります。例えば、労働組合が解雇撤回を求め、誠実に対応するまで団体交渉を行うと決議すれば、組織的監禁共謀罪で逮捕されるおそれがあります。また、マンション建設に反対する住民団体が資材搬入を座り込

みで阻止しようと決めれば、組織的威力業務妨害共謀罪で逮捕されかねません。

政府は、国会で、市民団体や労働組合には適用されないと答弁していますが、今回の法案はそのことが限定されていません。日本の刑法は、犯罪行為を処罰することが原則であり、犯罪の準備である予備行為でも処罰されるのは、殺人などの重大犯罪に限られます。だからこそ、政府も条約の制定過程では、共謀のみで処罰することは、日本の刑事法の基本原則に反するという立場を表明していました。確かに、犯罪の合意があればそれは悪いことです。しかし、合意といっても、その場限りで、実は誰も本気で犯罪などする気はなかったとか、一旦は本気で合意したが思い直してやめたということもありますが、政府は国会審議の中で、一旦やると合意をしたら、後でやめると決めても共謀罪は成立すると言っており、話し合っただけで処罰の対象にされれば、国民の思想や言論、表現、内心の自由が侵される危険があります。

また、もう一つの問題は、共謀というのはほとんど当事者だけが知ることですから、その捜査のためにはどうしても協力者としてスパイを使ったり盗聴が行われたりすることになるおそれがあります。そうすると、室内会話や電話、メール、ファックスなどが対象となり、プライバシーを含めて私たちの日常生活が監視されることになりかねません。また、どんな時に合意に達したのかということの判断基準が示されておらず、警察が共謀があったと認定すれば、主観的に取り締まりや組織弾圧を行うことが十分可能になると、専門家からも批判が高まっています。

この法律が成立すれば、普通の一般住民も共謀罪の疑いで、いつ警察の捜査対象にされるかもしれない。盗聴されているかもしれない、監視されているかもしれないとなれば、人前で自由に物を言うことも、集まって何かをすることも安心して出来なくなります。

こうしたことから、衆院法務委員会では、与党議員も含めほとんどの委員が法案に疑義を投げかけています。さらに、毎日新聞の報道では、「国民の基本的権利を脅かす法案に治安維持法再生許すな」という記事まで出ているほどです。さらには、2003年の通常国会で初めて提出されて以来、市民団体や日本弁護士連合会などの強い反対で二度も廃案になった法案であり、国会内外からの多くの反対意見に押される形で、前国会でも成立せず継続審議となっています。

この法案は、条約に基づく国際法整備をうたいながらその趣旨から大きく外れ、たとえいかなる修正を加えようとも、国民の内心の自由、人権を侵害するという本質は変わ

りません。国民的批判も強く、民主主義社会とは相入れないものであることから、強く撤回を求めるべきだと申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって発議第8号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程5、発議第9号 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、まず初めに議案書を朗読させていただきます。

発議第9号

教育基本法の改定ではなく、その理念を

生かすことを求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年9月25日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

それでは、これにつきまして、意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書

教育基本法は、戦前の国家主義・軍国主義教育の痛切な反省のもと、日本国憲法の「国民主権」「戦争放棄」「基本的人権」などの諸原則をふまえ、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、心理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と定めている。

そして、その目的のため「教育の機会均等」「義務教育の無償」「教育は不当な支配

に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」と教育の自主性をうたい、必要な諸条件のもとで義務教育の保障や男女共学、障害児教育の改善などにみられるように、その理念を実現するために不断の努力を積み重ねてきた。また、その理念は、「こどもの権利条約」の精神にも合致して21世紀の教育の指針として堅持するにふさわしいものである。

一方、今日の日本の教育は、「教育格差」の広がり、「学力問題」や「不登校」「いじめ」「校内暴力」「虐待」「少年犯罪」など、子どもの成長・発達をめぐって重大な課題に直面している。子どもと教育をめぐるさまざまな問題を解決することを国民は切実に願っている。そのためにも、今こそ、教育の原点である教育基本法のめざす理念や内容が、この間の子どもの成長・発達を保障するために必要な施策をどうするのかなどこれまでの教育行政を総点検する国民的な対話と議論を行うことが必要である。

よって、政府及び国会は、教育基本法を改定するのではなく、同法のかかげる理念実現のために最大限努力するとともに、国民的な議論を呼びかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日

奈良県斑鳩町議会

どうか議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書の提出に反対の立場から申し述べます。

現行教育基本法は、戦後の日本の教育の基本を確立するため、昭和22年に施行されたもので、その間、教育水準が向上し生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。近年では、子どもたちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、就業世代の職業観の変化などが指摘されております。

このような中で、教育の根本にさかのぼった改革が求められており、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示すため、教育基本法が改正されようとするものです。

改正案では、教育の目的及び目標について、「個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし創造力を養う」や、また「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」など、現在及び将来を展望して重要と考えられるものを新たに規定されており、また教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等が規定されております。

この教育基本法改正法案については、平成18年4月28日に国会に提出され、衆議院で教育基本法に関する特別委員会が設置され、慎重に審議され、次期国会に継続審議となっている中で、斑鳩町議会としてはその動向を見守りたいと考え、意見書の提出には反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 教育基本法の改定ではなく、その理念を生かすことを求める意見書につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほどの反対討論者の中にもございましたが、国会で継続審議となっている問題です。政府案は全面改定、民主党案は現行法廃止、新法として提案というふうな形で提出されておりますが、立法事実により丁寧な理由説明や、現行法の廃止をしなければならない理由が明確ではないというふうに私は考えております。現行法の限界や問題がどうなのか、運用によって解決出来ないのか、こういった観点が全くないというところに非常に残念な思いをしております。

この教育基本法の改定が言われてから、特目を法律で決め、その目標の達成を義務付けようというような中で、既に一部の行政区の学校で、通知表で愛国心の評価をすることが出てきました。この点につきましても、小泉首相ですら、評価するのは難しいというふうに答弁をなさっていたぐらいなのですが、それぐらい、そのことこそがこの改定の大きな問題点であると私は危惧をしているところです。

私は、日本人としてこの国で生まれたこと、育ったことに、全く不満もないし、よかったと思っていますが、それ以上に人間が大好きです。今、人の命の重みがわからない子どもも大人も増えてきました。人を愛するには、まず自分を理解し、自分を愛し、それから人のことを理解しなければならないと思います。まずそういうことを子どもたちにどう伝えていくのか、私たち大人の責任も重いと考えています。ましてや、そういうものを評価するという考え方は、評価する方もされる方も、何を基準に行うのか。また、

それほどまでに内心の奥まで評価する教育というのは、私には到底理解をすることは出来ません。

戦後の教育の中で、教育委員会が設立され、政治の介入をやめ、いかに人間の成長に教育が大切かという理念を持つ現在の教育基本法は、憲法同様国際的にも高く評価されていると私は誇りに思っております。現職の学校長をはじめ多くの現場経験者も、様々な観点から心配の声が上がっている。また、憲法に次ぐ重要な我が国の基本法であるがゆえに、今こそ、意見書案にもあるように、理念の実現のための最大限の努力、このことをまず第一に考え、そして広く国民的な議論を呼びかけ、もっと時間をかけてこの問題については決定をしていかなければならないと考えています。

教育基本法の第10条で、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」、私はこの条が非常に、今こそ大切な条文ではないかと考えています。けれども、政府案では、この条文を大きく変え、法律、「他の法律の定めるところによって」というふうに、「国民全体に」というところをそういうふう書きかえようと、非常に今の私はこの状況の中では、この第10条については特に残念でならないということをし添えさせていただきまして、私の賛成討論とさせていただきます。どうか慎重審議をとということに議員皆様のご賛同をいただけますようお願いを申し上げます。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって発議第9号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から各常任委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手許に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程6、議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から議会運営委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定によりお手許に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程8、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の

審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

去る9月4日に、平成18年第4回町議会定例会を招集し、平成17年度一般会計・特別会計決算認定を含め23議案を提出させていただきましたが、議案第55号、議案第56号の2議案については、契約解除したことに伴い取り下げをお願いし、また本日追加議案として、議案第58号 平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてを提出させていただいたのにもかわりませず、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、提案させていただいたいずれの議案につきましても、原案どおりご承認を賜り、心より深い感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

決算審査やそれぞれの議案のご審議をいただいた中で賜りましたご意見等や一般質問で賜りました貴重な意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正しく反映させてまいりたいと考えております。どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため賜りましたご意見を十分踏まえ、職員共々精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

朝夕はめっきり涼しく過ごしやすい気候となりましたものの、日中はまだまだ暑い日が続きますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成18年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時3分 閉会）